

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第20号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（医務課）	1
○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（工業振興課）	2
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（新産業課）	2
○ 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）	3
○ 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（水産課）	3

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（規則第21号）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正により、助産師学校養成所の指定基準が見直されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第22号）

工業技術センターの機械器具の新規購入に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。

◎産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 地域再生法施行規則の一部改正により、法人税に係る課税の特例の対象となる特定業務施設の事業部門に情報サービス部門が追加されることを踏まえ、事業税及び不動産取得税の不均一課税の対象となる本社事業所の事業部門を同様に拡充することとした。

2 租税特別措置法の一部改正により、法人税に係る課税の特例の対象となる特定業務施設の事業の用に供するまでの期限（以下「事業開始期限」という。）が延長されることを踏まえ、事業税及び不動産取得税の不均一課税の対象となる本社事業所の事業開始期限を延長することとした。

◎兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第24号）

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用する同法の題名及び条文を改めることとした。

◎兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第25号）

沿岸漁業改善助成法の一部改正により、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定の制度が導入されることに伴い、当該認定の手続を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第21号

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1地域母子保健の款中「1（30）」を「2（45）」に改め、同表臨地実習の款中「3」を「2」に、「12（540）」を「11（495）」に改め、同表合計の款中「35（1,050）」を「35（1,020）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第1の規定は、令和4年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。



工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第22号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3 試験機械の款中

「

液体クロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	4,400円
-----------------	--------	--------

」

を

「

液体クロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	4,400円
高分子材料分析システム	ゲル浸透クロマトグラフを使用するもの	1時間につき 5,000円
	その他のもの	1時間につき 2,500円

」

に改め、同款ムーニー粘度計の項中「1,100円」を「600円」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第23号

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「ホまで」を「へまで」に、同項第2号中「2年」を「3年」に、「3年」を「4年」に改める。

第8条第2号、第11条第2号ア、第15条第1号及び附則第9項の表第15条第1号の項中「2年」を「3年」に、「3年」を「4年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第5項、第8条、第11条及び第15条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の規則第7条第5項第1号、第8条第2号、第11条第2号ア又は第14条の認定を受けて開始する産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第8条第1項の表5の項、第9条第1項、第10条及び第11条に規定する立地促進事業等（以下「立地促進事業等」という。）について適用し、施行日前にこの規則による改正前の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則第7条第5項第1号、第8条第2号、第11条第2号ア又は第14条の認定（次項に

において「旧認定」という。)を受けて開始した立地促進事業等(次項において「旧認定立地促進事業等」という。)については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第7条第5項(第2号に係る部分に限る。)、第8条、第11条及び第15条の規定は、施行日の前日までに旧認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過していない旧認定立地促進事業等についても適用する。



兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第24号

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和52年兵庫県規則第5号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項第8号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第12条」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第25号

兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年兵庫県規則第114号)の一部を次のように改正する。
第2条第4項中「とは、」の右に「経営等改善措置(」を加え、「を支援するための措置(以下これらを「経営等改善措置」という。)に」を「の支援を行うことをいう。以下同じ。)を実施するのに」に改め、同条第5項中「とは、」の右に「生活改善措置(」を加え、「導入に」を「導入を行うことをいう。以下同じ。)を実施するのに」に改め、同条第6項中「とは、」の右に「青年漁業者等養成確保措置(」を加え、「の実地の習得」を「実地に習得すること」に改め、「形成する」の右に「ことをいう。以下同じ。)を実施する」を加える。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(資格の認定)」を付し、同条を次のように改める。
第10条 貸付申請者は、貸付金の貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定(以下「資格の認定」という。)を受けなければならない。

第11条の見出しを削り、同条第1項中「経営等改善資金の貸付け」を「知事は、経営等改善資金の貸付けについて資格の認定の申請があったとき」に、「以下」を「第3項において」に、「を行う」を「実施する」に改め、「においては当該経営等改善措置」の右に「を実施すること」を加え、「、行う」を「、資格の認定をする」に改め、同条第2項中「生活改善資金の貸付け」を「知事は、生活改善資金の貸付けについて資格の認定の申請があったとき」に改め、「貸付申請者」の右に「(その者が団体である場合には、その団体を構成する者)」を加え、「合理的な生活方式を導入する」を「生活改善措置を実施する」に、「当該生活方式を導入する」を「当該生活改善措置を実施する」に、「行う」を「資格の認定をする」に改め、同条第3項中「青年漁業者等養成確保資金の貸付け」を「知事は、青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて資格の認定の申請があったとき」に、「近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成する」を「青年漁業者等養成確保措置を実施する」に、「行う」を「資格の認定をする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(資格の認定及び貸付けの申請)

第11条の2 貸付申請者は、沿岸漁業改善資金資格認定申請書兼貸付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別に定める事業計画書を添付して知事に提出しなければならない。

第12条の見出しを「(資格の認定及び貸付けの決定)」に改め、同条第1項中「第10条」を「前条」に、「貸付

申請書」を「申請書」に、「前条」を「第11条」に改め、「審査し、」の右に「資格の認定及び」を加え、同条第2項中「により」の右に「資格の認定及び」を加え、「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書」を「沿岸漁業改善資金資格認定書兼貸付決定通知書」に改め、同条第3項中「により」の右に「資格の認定及び」を加える。

別表第4中「第6条ノ4第1項」を「第6条ノ5第1項」に改める。

様式第1号中「第10条」を「第11条の2」に、「沿岸漁業改善資金貸付申請書」を「沿岸漁業改善資金資格認定申請書兼貸付申請書」に改め、「資金) の」の右に「資格の認定及び」を加える。

様式第2号中「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書」を「沿岸漁業改善資金資格認定書兼貸付決定通知書」に、「先に」を「年 月 日付けで」に改め、「については、」の右に「その資格を認定し、」を、「とおり」の右に「貸付けを」加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。